

(平成22年10月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

厚生年金関係 7件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を91万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

平成16年6月30日にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、私の納付記録が無い。当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与（振込）通知書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与（振込）通知書の支給額及び厚生年金保険料控除額から、91万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与月に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 21 年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、60 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 20 年 10 月 1 日から 22 年 2 月 1 日まで
② 昭和 28 年 3 月から 32 年 1 月 20 日まで

申立期間①については、A 社に、申立期間②については B 社に勤務していたが、厚生年金保険の記録が無い。勤務していたことは事実であるので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注） 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が当該期間後に勤務した C 事業所から提出された人事記録によると、申立人は、昭和 21 年 7 月に申立てに係る A 社を退職した旨が記録されていることから、当該記録に具体的な退職日に係る記載は無いものの、申立人は、当該期間のうち、少なくとも同年 6 月末日までは同社に勤務していたことが認められる。

一方、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和 20 年 10 月 1 日時点の同社における厚生年金保険被保険者数は 205 人と推測されるが、このうち 51 人のオンライン記録が確認できないことから、社会保険事務所における同社の年金記録の管理に不備がうかがえる。

また、D 県 E 部 F 課長から交付された軍歴証明書によると、申立人は、昭和 20 年 8 月 1 日から同年 11 月 1 日まで従軍中であることが確認できるところ、当時の厚生年金保険法第 59 条の 2 では、19 年 10 月 1 日から 22 年 5 月 2 日までに被保険者が従軍した期間について、当該従軍中の被保険者及び事業主の厚生年金保険料を共に全額免除とし、被保険者期間として算入する旨が規定されていることから、申立人が 20 年 10 月 1 日

に資格を喪失したとは考え難く、申立人のA社における資格喪失日の記録は不自然である。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和21年7月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額は、申立人の昭和20年9月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、60円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、昭和21年7月1日から22年2月1日までの期間については、A社は、申立人に係る勤務期間及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料が残っていないと回答しているほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、C事業所から提出された人事記録により、申立人は、当該期間中の昭和28年7月26日に同事業所を退職していることが確認できる上、申立てに係るB社に当該期間に勤務していた同僚は、「正社員でDさん（申立人）という人は覚えていない。」と述べていることから、申立人の同社における勤務の始期が確認できない。

また、当時の申立人を知る関係者は、「申立人は、C事業所を辞めてからの数年間、B社をはじめ何か所かの事業所で、事務のアルバイトのようなことをしていた。B社に落ち着いた頃から正社員として年金に加入させてもらったのではないか。」と供述している。

さらに、B社は、申立人に係る勤務期間及び厚生年金保険料の控除について確認できる当時の関連資料が残っていないと回答している。

加えて、B社に係る健康保険・厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、当該期間において整理番号は順番に払い出されており、欠番は無い。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和62年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和62年3月31日付けでA事業所を退職し、同年3月分の厚生年金保険料は控除されているはずなので、申立期間について被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された退職証明書等の人事記録、雇用保険の加入記録及び申立期間当時の給与計算担当者の供述から、申立人は、同事業所に昭和62年3月31日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、当該給与計算担当者は「退職月の給与からは、いつも2か月分の保険料を控除しているので、申立人についても、申立期間である昭和62年3月分の保険料を、必ず控除しているはずである。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和62年2月のオンライン記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主及び給与計算担当者は、「厚生年金保険料の納付漏れが無いように事務処理を行っており、当時も同じ手順で行っていたと思われるので、申立期間の保険料も社会保険事務所（当時）に納付した。」と主張しているが、事業主が資格喪失日を昭和62年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を申立人の資格喪失日として届け、その結果、社

会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を83万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年1月17日

A事業所における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間において、厚生年金保険加入記録の標準賞与額が実際の賞与額より低い額となっている。当時の給与支払明細書を保有しているので、本来の標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支払明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（83万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額を83万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主の妻は不明と回答しているものの、A事業所の社会保険事務を担当する社会保険労務士事務所の担当者が、申立期間に係る届出を誤った旨を供述しているところ、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人の賞与額が、賞与支給額から社会保険料や税金等を控除した後の額の1,000円未満の端数を切り捨てた額（68万6,000円）で届け出られていることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和16年4月23日に船員保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の申立期間に係る船員保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和16年4月23日から20年4月1日まで

私は、A社（現在は、B社）で船員として昭和16年4月23日から18年12月までC丸に乗船し、引続き同年12月から20年4月までD丸に乗船していた。この船員であった期間について、船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社及び申立人と同じ期間に勤務していた同僚が、申立人の申立期間における勤務を証明していることから、申立人は申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

一方、A社の事業所名簿及び管轄する年金事務所からの回答では、同社が船員保険の適用事業所となった日は、昭和20年4月1日とされているが、同僚（4人）については、その船員保険被保険者台帳により、当該新規適用日以前に、同社において被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、A社に係る船員保険の被保険者名簿の一部は、管轄年金事務所に保管されておらず、当該事情について、管轄年金事務所も、「理由は不明であるが、昭和16年4月から20年4月までの期間に係る同社の船員保険被保険者名簿は保管されていない。」と回答しているところ、オンライン記録によると、同名簿の1ページ目に記載された被保険者のうち少なくとも6人（上記の同僚4人を除く）については、20年4月1日以前に同社において被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人の船員保険被保険者台帳も保管されておらず紛失したことがうかがわれ、上記の事情を踏まえると、申立人の資格取得日とされる日（昭和20年4月1日）の根拠も明らかでないなど、社会保険事務所の同

社に係る年金記録の管理が不適切であったことがうかがえる。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人の申立期間における継続勤務が推認できること、及び申立てに係る船員保険の記録は、事業主がその届出を行った後に紛失した可能性が高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和16年4月23日に船員保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、国民年金等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第53条の規定に準じ、1万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和39年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月31日から同年11月1日まで

私は、A社に勤務した期間のうち、同社C支店から同社D支店に転勤した昭和39年10月31日から同年11月1日までの1日間は厚生年金保険の未加入となっている。その期間も勤務していたので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断して、申立人は、A社に継続して勤務し（A社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、これを確認できる資料等はないが、オンライン記録によると、申立人は、A社において申立期間を含めて5回の被保険者資格の得喪（いずれも転勤によるもの）が確認できるが、申立期間を除き、すべて1日付の資格得喪となっていることから、申立期間についても資格喪失日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年9月のオンライン記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和39年11月1日と届け出たにも関わらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年10月31日と記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったも

のの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

石川厚生年金 事案 354 (事案 271 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月 1 日から 49 年 12 月 2 日まで

先日、申立期間について、年金記録の訂正は必要でないとする通知を受けたが、私は、新たに、i) 申立期間当時(昭和 40 年ごろ)に A 町(現在は B 市 A 町) C の D 医院に入院通院したこと、ii) その後、同町 E の F 整骨院で治療を受けたこと、iii) G 労働基準局 A 支所から休業補償費を受け取ったこと、iv) 平成 14 年 6 月に H 弁護士会が I で行った相談会で相談し、弁護士が、J 社に連絡したところ、同社の経理担当者が和解の話をしたことの 4 点を思い出した。

以上のことについて再度調査をして、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、J 社から提出された在籍証明書及び同僚の供述から、申立人が、少なくとも昭和 39 年 8 月 1 日から同社に勤務していたことが認められるものの、i) 聴取できた当時の同僚等の供述から、同社ではすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険へ加入させている状況がうかがえないこと、ii) 申立人が、49 年 12 月に同社の事務員から厚生年金保険への加入を勧められ、既に加入していたのではと疑問に思いながらも同年 12 月から加入する旨回答したことを記憶していることから、同社において同年 12 月より前に申立人の厚生年金保険被保険者資格取得届は提出されていなかったものと考えられること、iii) 申立人が所持する年金手帳から、厚生年金保険の被保険者資格取得日(昭和 49 年 12 月 2 日)と同日に国民年金の被保険者資格を喪失したことが確認でき、申立期間の国民年金保険料はすべて納付されているところ、申立人は、同社

における厚生年金保険への加入を契機に国民年金の被保険者資格の喪失
手続を行ったと述べていること、iv) 申立期間において同社の厚生年金保
険被保険者番号は順番に払い出されており欠番は無く、事業主により 49
年 12 月より前に申立人の厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された
形跡は無いこと等の理由から、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 12
月 24 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、新たな事情として、「申立期間に D 医院及び F 整
骨院で治療している。」と述べているところ、D 医院には、当時の資料が保
管されておらず、F 整骨院は、既に廃業している上、申立人が「G 労働基
準局 A 支所から休業補償費を受けた。」と述べていることについても、I 労
働基準監督署は、その当時の資料は保管されておらず詳細が不明である旨
を回答していることから、申立人の健康保険証の使用について確認できな
い。

また、申立人は、「平成 14 年 6 月に、H 弁護士会が行った相談会におい
て、弁護士が、J 社に連絡したところ、同社の経理担当者が和解の話をし
たことが、内部工作をした証明である。」と述べているところ、当該相談を
担当した弁護士は、「当時の相談会の資料から、申立人が相談会に来て、J
社で厚生年金保険に未加入だったことについて相談していることは確認で
きるが、和解の話をしたことをうかがわせる記載は一切無く、私自身も記
憶に無い。」と述べており、当該事情のみでは、同社が申立人の保険料を控
除していたことはうかがえない。

その他に、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない
ことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与
から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年11月15日から26年4月15日まで
② 昭和26年11月15日から27年4月15日まで
③ 昭和27年11月15日から28年4月15日まで
④ 昭和28年11月15日から29年4月15日まで
⑤ 昭和29年11月15日から30年4月15日まで
⑥ 昭和30年11月15日から31年4月15日まで
⑦ 昭和31年11月15日から32年4月15日まで

私は、農閑期に町役場からのあっせんで①から④までの期間はA県のB社の炭鉱へ、⑤から⑦までの期間はC県のD社の炭鉱へ集団で出稼ぎに出たが、これらの事業所で働いていた期間の厚生年金保険の加入記録が無い。健康保険証などをもらった記憶があるので、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から④までについて、当該期間当時、B社にて厚生年金保険の加入記録が確認できる11人に照会し、4人より回答を得たが、E県から出稼ぎに来ていた集団のことを覚えている者はいるものの、いずれも申立人のことを覚えていないことから、申立人の当該期間における勤務実態について確認できない。

また、当該期間に係るB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査しても、冬期間のみ被保険者記録のある者は確認できない。

さらに、B社は、当時の労働者名簿及び賃金台帳等を保管しておらず、申立人の同社における勤務実態及び当時の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

申立期間⑤から⑦までについて、当該期間当時、D社F鉱業所において厚生年金保険の加入記録が確認できる12人に照会し、8人から回答を得たが、いずれも申立人のことを覚えていない上、申立人が記憶する同郷の知人も、農閑期に同事業所へ出稼ぎに行ったことは覚えているものの、申立人のことは記憶に無く、申立人の当該期間における勤務実態について確認できない。

また、当時のD社F鉱業所の給与計算係であった者は、「季節労働者や出稼ぎ労働者については、厚生年金保険に加入させていなかったと考えられる。」と回答している。

さらに、当該期間に係るD社F鉱業所の厚生年金保険被保険者名簿を調査しても、冬期間のみ被保険者記録のある者は確認できない上、上記の同郷の知人にも、当該期間における同社での厚生年金保険の加入記録は確認できない。

加えて、D社は、昭和*年ごろ倒産しており、申立人の同社における勤務実態及び申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間①から⑦までにおける勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑦までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月まで
② 昭和 40 年 1 月から 42 年 8 月 27 日まで

申立期間①については、A事業所（現在は、B社）に、申立期間②については、C社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A事業所での勤務形態や同僚の氏名を述べているものの、聴取できた従業員 11 人のうち、10 人が申立人について記憶が無く、申立人を知っているとする 1 人からも、勤務期間を確認できる供述が得られず、申立人の当該事業所における勤務実態について確認できない。

また、B社は、「当時の人事記録等の資料は無く、回答できない。」と供述しており、申立人の同社における勤務実態及び保険料控除の実態について確認できない。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間①における健康保険整理番号は順番に払い出されており、欠番は無い。

申立期間②について、申立人は、C社での勤務形態や同僚の氏名を述べており、聴取できた複数の従業員の供述から判断すると、時期は特定できないものの、申立人がその父と一緒に、同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、C社は、既に廃業しており、申立人の同社における勤務実態及び保険料控除の実態について確認できない。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を全被保険者について確認したところ、健康保険整理番号は順番に払い出されており、欠番は無い。

さらに、申立人は、昭和43年10月28日に国民年金に加入し、41年7月までさかのぼって国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月 4 日から 58 年 7 月 4 日まで
申立期間については、A社のBホテルにて接待係として働いていた。
また、この間は、同社の職員寮に住んでいた。同社の職員としてC市のD事業所まで営業に出向いたこともあった。申立期間が厚生年金保険に未加入であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社において厚生年金保険の加入記録がある複数の者が、申立人は同社Bホテルで接待係として勤務していたと回答していることから、申立人は、申立期間当時、同社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社の当時の給与担当者は、「申立期間当時、接待係は、本人が希望しなければ勝手に厚生年金保険に加入させることはなかった。また、希望しても、月に15日以上勤務していないと加入させることはなかった。申立期間当時、接待係を100人ほど雇用していたが、厚生年金保険へ加入していた者は、半分ほどだった。」と述べている。

また、A社は、「当時の賃金台帳などの関連資料は、既に廃棄して無いが、当時の接待係の厚生年金保険の加入については、本人の希望によっていた。」と回答していることから、申立期間当時の同社では、入社したすべての者に厚生年金保険の被保険者資格を取得させている状況はうかがえない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立期間に健保番号は順番に払い出されており、欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 7 月 1 日から 60 年 2 月 19 日まで
申立期間はA社で勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚は、申立人がA社で勤務していたことを覚えていると述べているものの、申立人の勤務時期及び勤務期間を確認できる供述が得られない。

また、申立人にA社の入社を勧めた同僚は、「私は厚生年金保険の資格を入社と同時に取得した。」と述べているところ、当該同僚の資格取得日は、申立期間の始期から4年以上経過した日付となっている上、申立人の入社時期についても、「私の入社から2年又は3年くらい後ではなかったか。」と述べている。

さらに、複数の同僚は、いずれもA社における雇用保険の加入記録が確認できる上、雇用保険と厚生年金保険の加入期間が合致しているが、申立人には、同社における雇用保険の加入記録が無い。

加えて、A社の代表取締役及び破産管財人は、「申立期間当時の人事記録等はすべて破棄したため、申立人の勤務実態等を確認できない。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年5月1日から31年4月26日まで
② 昭和31年5月1日から32年8月16日まで

私は、申立期間①については、20歳ごろにA社B支店C営業所に運転手助手として入社し、その後、1年半くらい経過した時期に正社員となった。

申立期間②については、A社B支店C営業所在籍中の昭和30年12月*日に運転免許を取得したのを契機に、D事業所E事務所へ入所し、同事務所F出張所及び同事務所G出張所で運転手として勤務していた。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、H事業所から提出された勤務記録カードによると、申立人は、昭和27年4月にA社B支店C営業所へ自動車運転手助手として勤務し、31年7月に同社を退職したことが記載されており、当時の複数の同僚も、申立人が勤務していた旨供述していることから、申立人は、申立期間のうち、少なくとも27年4月から31年7月まで同社に勤務していたことが認められる。

しかし、同僚の1人は、申立人が臨時従業員であり厚生年金保険には加入していない旨を供述しており、他の同僚も、A社B支店では、正社員になるまで厚生年金保険に加入させてもらえず、昭和33年くらいまでは、容易に正社員になれなかった旨供述している。

また、A社H支店が保有する同社B支店の厚生年金保険台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社B支店の1年間の資格取得者

は、申立期間①においては、昭和 30 年の 11 人が最も多かったのに対し、申立期間後の 33 年には、資格取得者が 71 人と急増していることから、当時の同社 B 支店では、上記の同僚の供述どおり、33 年に多数の従業員を正社員化させるとともに、被保険者資格を取得させたことがうかがえる。

さらに、A 社 H 支店が保有する同社 B 支店の厚生年金保険台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、いずれも申立期間①に申立人の氏名は無く、被保険者番号に欠番も無い。

申立期間②について、I 事業所から提出された勤務記録カード及び組合員資格確認書によると、申立人が、昭和 31 年 7 月 6 日に、D 事業所 E 事務所 F 出張所に自動車運転手として採用されたことは認められる。

しかし、申立人が D 事業所 E 事務所へ一緒に入所したとしている同僚のうち 2 人の厚生年金保険の資格取得日は、いずれも申立人と同じ昭和 32 年 8 月 16 日であることから、当時の同事務所では、採用と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったことがうかがえる。

また、D 事業所 E 事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間②において被保険者番号は順番に払い出されており、欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 7 月 16 日から同年 8 月 1 日まで
年金記録では、A事業所（現在は、B事業所）での厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、平成 5 年 7 月 16 日となっているが、同年 7 月 31 日まで勤務していたはずであり、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所から提出された申立人の職員台帳には、退職年月日が平成 5 年 7 月 15 日と記載されており、同事業所から提出された申立人の出勤簿では、申立期間に出勤あるいは年次有給休暇を取得した旨の記載は確認できない上、申立人が記憶する当時の同僚等は、いずれも申立人を記憶しているものの、申立人の退職時期については具体的に記憶していないことから、申立人の申立期間における勤務実態を確認することはできない。

また、雇用保険の記録によると、申立人のA事業所での離職日は平成 5 年 7 月 15 日と確認できるところ、当該離職日の翌日は、オンライン記録で確認できる厚生年金保険の資格喪失日と一致している。

さらに、B事業所は、当時の賃金台帳を保存していないと述べていることから、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。